

第7回 江別市子ども・子育て会議議事要旨

開催日：平成26年10月9日（木）

時 間：午後3時～

場 所：江別市保健センター3階会議室

1 開 会

2 議 事

○会長：では、議事に入ります。まず、2の議事①子ども・子育て支援事業計画施策体系案について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：資料1「子ども・子育て支援事業計画施策体系案」に基づき説明

○会長：ありがとうございました。ただいまの説明に対して、質疑がございましたら、お願いします。ニーズ調査結果から見た事業の評価表ですが、利用経験が少ない、あるいは意向が低い事業の見直しというのは、廃止となるのでしょうか。

○事務局：基本的に分布図は、評価として結果を受けとめて、計画における事業推進の検討にさせていただこうと考えております。ただし、利用意向が少ない事業の中には、利用する対象者数そのものが少ない事業もあります。

○会長：ほかにいかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

○会長：それでは、次に、②の放課後児童健全育成事業の状況について、事務局より説明をお願いします。

○事務局：資料2「放課後児童健全育成事業の状況等」に基づき説明

○会長：ありがとうございました。それでは、ただいまの説明について、委員の方から質疑がございましたらお願いします。

○委員：市立の放課後児童クラブは待機児童が発生し、ほかの民間は定員を超えて入所していますが、その違い何でしょうか。

○事務局：国のガイドラインの1人につき概ね1.65㎡を目安とし、それぞれの施設に応じて定員を設定しています。資料は4月1日現在の数字ですが、週6日でも週1回でも来られるお子さんを1人としてカウントしています。民間の放課後児童クラブにつきましては、安全性などを十分見極めた上で支障がない範囲で低学年の優先の入会をお願いしているのでも、結果としての超過が出ていると思います。また、夏休みを過ぎたあたりから徐々に利用者は減っていく傾向にあります。

○委員：市立は毎日利用のお子さんがほとんどという理解でいいのでしょうか。

○事務局：市立も民間も変わらない利用形態だと思っております。例えば、萩ケ岡の場合は定員27の中で28名で、28名すべて低学年までのお子さんなので、1人は超過するけれども、何とか受け入れる必要があるという判断のもとで弾力的に運用している状況です。

○委員：森の子の方は、待機6名のお子さんは多分4年生以上で、基準を満たすのであれば、高学年であっても受け入れができるのではと感じました。

○事務局：森の子児童クラブは、定員20人です。申込者数が27名、入会者数が21名です。安全面から定員に対して最大23人程度が限界の状況のため、4年生6人ということになると、目が行き届かない状況が考えられますので、待機をお願いしているところです。

- 委員：放課後児童会というのは3年生までで、4年生以上は、空きがある場合は入れるものですか。
- 事務局：児童福祉法の改正で、新制度では6年生までが対象になりますが、江別市の場合は、これまでも対象は6年生までと運用しています。ただ、低学年を優先的に入会させているため、高学年の即入会は難しいのが実態かと思えます。
- 会長：市立は待機数を把握しているけれども、民間は、待機の手続きはとらないということですよ。
- 事務局：これまで民間の放課後児童クラブの募集日程などは、市の広報紙等にも掲載をさせていただいていますが、募集した結果まではこれまで把握していない状況です。実態として、定員超過からお断りしている状況もあるかもしれませんので、来年度の募集から把握をさせていただきたいと考えています。
- 委員：延長保育の時間にばらつきがあるのですが、市の方から勧奨はしないのですか。
- 事務局：市立では今年度から30分延長し、6時半までとなっています。学校区によって保育時間に違いがあることは承知しておりますので、今後、民間にも平準化についてお願いをしていくことになると思えます。また、放課後児童健全育成事業の設備と基準の条例が議会で審議、可決され、平日は開設時間3時間、学校休業日は8時間以上の保育時間を確保というのが、最低基準で規定されています。市立、民間問わず、運営形態を条例の基準より下回ってはいけないので、そこでの兼ね合いもあることはご理解をいただきたいと思えます。
- 会長：これだけ事業所の数があると、市も対応をすべて把握するのは、なかなか難しいと思えますが、今後、なるべくお子さんにとって利益があるような形で進めていこうとされていると思えます。
- 委員：突発的な事情でちょっとだけ預ける場合は、ファミリーサポートを利用するというので、札幌の方の団体に申し込みをすると思うのですが、江別ではそういう団体はないのでしょうか。
- 事務局：放課後児童クラブというのは、親御さんがお仕事等で常にご家庭にいらっしゃらない世帯のお子さんをお預かりする事業で、突発的な場合は、ファミリーサポート、または緊急サポートネットワークという事業を江別でも実施しております。
- 委員：ファミリーサポートは登録が必要で、就職活動中のお母さんにとしてみると、急な面接で、お子さんの預け先がないというので非常に困ると思えます。そこをサポートできなければ、結局は就業するということが難しくなってくると思うので、もっと利用しやすいような形でお子さんを気軽に預けられればと思います。
- 会長：明日面接に来てくださいという場合、即日登録は難しいかもしれませんが、4月でなければ登録できないということではなく、求職活動をしようと思ったらすぐ登録しておくができる事業だったでしょうか。
- 事務局：登録は随時受け付けております。今から1時間後にあずかってというのは、なかなか対応はとれないのかなとは思いますが、できる限りお預かりできるような体制を敷いております。
- 委員：お子さんを預け1時間1,000円ですから、まだ収入がないのにもかかわらず、お金がかかるといこともネックになってくるのではないかなと思えます。サービスを利用したいという方は非常に多いと思うので、まだ認知度が低いのではないかなと思うのですけれども。
- 事務局：広報活動についてですが、市公式のホームページ、広報紙や市役所に来庁される方へも制度のチラシで周知はしておりますが、今後もお知らせ方法については検討して参りたいと思っております。
- 委員：ファミリーサポート事業については、こんにちは赤ちゃん事業の訪問の際、主任児童委員が必ず案内を持参しています。
- 会長：そういう日ごろのPRも、とても大事だと思います。あと、お子さんを預かる際に何か注意する点

はないだろうかというところも慎重に親御さんからお聞きしたりすることを考えると、仕組みとして、なかなか難しい部分もあるのかなという気はするので、今ある制度をさらに活用しやすくしていくというのは共通課題かと思いました。

○委員：保育園、幼稚園を卒園し、小学校入学後、学童保育は狭き門になってしまいます。この一覧に載っているクラブは補助金により運営されているとは思いますが、補助金を受けずに運営しているところなどの情報もあれば、お母さんたちも保育園、幼稚園から小学校へ上がるときに、選択の幅が広がるかなと思います。

○会長：ほかになれば次に進みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○会長：それでは、③に移りまして、教育・保育に係る利用者負担の考え方ということで事務局より説明をお願いします。

○事務局：資料3「教育・保育のかかる利用者負担の考え方」に基づき説明

○会長：では、ただいまの事務局からの説明について質疑がございましたら、お願いします。

○委員：江別市内に住んでいて市外の保育園に通う場合は、利用者負担額はどこで決めたものになるのでしょうか。

○事務局：江別市在住のお子さんについては、市内市外の通園にかかわらず江別市の保育料が適用されることとなります。この徴収する金額については、市から各園に通知するような手続の流れになっています。

○委員：延長保育事業は、保護者から保育料を、市から運営費補助をいただいている形ですが、新制度になっても同様だと考えていいですか。あと一時預かりと休日保育は、現在は江別市の方で保育料を徴収しているけども、今後の利用者負担の形がどうなるのか、教えていただきたい。

○事務局：まず、休日保育については、特別保育事業で基本の運営費とは別に補助されていますが、新制度では、公定価格の加算措置に含まれております。現時点では、利用者負担がどのようになるか示されておりません。一時預かり事業は、保育園で実施している現行の一時預かり事業は引き続き行われることになり、また、現在幼稚園の方で実施している預かり保育も新制度に位置づけられることとなります。この利用者負担は、現行と同水準になるのではないかと考えております。延長保育は、現行は通常保育の11時間を超えた部分を延長保育して実施しており、この部分は残ると考えています。新制度では短時間保育8時間を超える時間の利用は延長保育ということで整理されています。ただ、まだ補助金額など国で制度を検討しているところなので、江別市においてもその動向を見ながら利用料金も含め制度設計していくこととなります。

○委員：利用人数に応じた公定価格ですと、いろいろ大変な部分も出てくると思いますので、考えていただく必要があるのではないかと思います。よろしくをお願いします。

○委員：公定価格の基本構図イメージで、現行水準ベースと質の改善ベースというのがありますが、地域型保育も27年度は現行水準ベースでしょうか。

○事務局：質の改善後は、消費税増税が前提になっており、消費税の増税分の収入が100%反映する平成29年度以降ということになっております。国の説明では、27年度、28年度は現行水準と質の改善ベースの中間値あたりで想定とし、27年度の公定価格のベースは、12月に国の予算編成の中で示される予定になっております。

○会長：ありがとうございました。参考までに、札幌市ホームページで1号認定を受けた子の利用者負担額というものを示されているようなので、今後参考にされながら、いろいろ進んでいくのかなと思います。

- 事務局：公定価格の概要の中の施設型給付のグラフで教育標準時間認定利用者負担額の基準額というのは、国で定める金額と説明しました。今回、札幌市が示した金額というのは、この国が案として示した基準額からおおむね5,800円下回っており、その部分は、国、道の費用負担はなく、市の独自財源で負担するというような仕組みになっております。江別市が札幌市の保育料と同じにした場合、概算になりますが、1年当たりの歳出負担は9,000万円から1億円くらいの試算になり、かなり厳しいものがあると考えております。また、札幌市の幼稚園の保育料の設定の考え方は、保育園の保育料との水準に均衡した形で決めています。江別市も全体のバランスで検討していきたいと考えています。
- 土淵会長：札幌市と同水準と考えると、かなりの負担を江別市でしなければならないというところも予測されているようなのですが、今後、どこで折り合いをつけるかと非常に難しいとは思いますが承知していただければと思います。
- 委員：市が定める利用者負担額のほか、実費徴収とあるのですが、この上乘せ徴収可というのを具体的に説明いただいてもよろしいでしょうか。
- 事務局：上乘せ徴収というのは、項目別には決められてはいないのですが、まず実費徴収というのは、通園の送迎費や給食費の実費分です。公定価格というのを標準的な運営費用で算出していますが、標準的ではない特別な教育保育の取り組み、英語教育を取り組むなどが該当するかもしれませんが、標準を超える教育・保育を行う場合のものとし、今のところ整理できておりません。
- 会長：では、ほかになければ次に移りたいと思いますが、よろしいですか。
- （「はい」の声あり）
- 会長：では、最後の④保育の認定等について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局：資料4「保育の認定等」に基づき説明
- 会長：ありがとうございます。今の事務局の説明について、質疑ございますか。
- 委員：認定こども園を受けるためには11時間開園しなければいけないのでしょうか。それとも短時間の2号認定しか受けないから、標準8時間、その後、延長で預かり保育で6時まで10時間しか開園しない認定こども園というのはあり得るのか。
- 事務局：新制度では認定こども園は、2号認定の利用定員を設ける必要があります。運営基準としては8時間とは書かれているのですけれども、保育所と同様に11時間基本としてサービスを提供していただくということを考えています。
- 委員：11時間の実際利用する人がいるかどうかわからないけれども、利用してもらえる体制を整えなければ認定は受けないということですよね。
- 事務局：そういう理解でいます。最終的な認可権が市ではないので正確なところまで申し上げられないのですけれども、そういう整理がされていると思います。
- 委員：今、低年齢児の待機児童が全国的に多いということで、地域型保育事業手を挙げていらっしゃる事業者がいるのかどうか。
- 事務局：地域型保育事業は、27年度から新しく制度化されるものですが、この中には4類型、定員が1人から5人の家庭的保育事業、5人から19人の小規模保育事業、基本的に1対1の訪問型の保育事業、それと事業所内保育事業というのがあります。5人以上の定員の認可外保育事業から小規模保育事業に移りたい事業所が今のところ2事業所と、事業所内保育2事業所から新制度に移りたいと意向があります。そして、今年度、江別市の方で実施する小規模保育事業、これは定員10人の事業が2か所ですので、今のところ把握しているところでは計6事業所が新制度に向けての準備に入ると考えています。

○委員：それともう一つ、広報には目につくような形で広報をしておいた方がいいと思うのですよね。新制度は、周知徹底するのが非常に大事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長：ありがとうございます。これから特に利用者の方が、注視していると思ひますので、その点よろしくお願ひいたします。それでは、一応これで2の議事を終わらせていただきますが。

(「なし」の声あり)

3 その他

○会長：次に3のその他に移りたいのですが、では、その他について何か事務局からありますか。

○事務局：事務局より報告と次回以降の会議について、お知らせがあります。まず1点目に、江別市で新制度開始に向けての基準条例が9月議会において議決いただき、10月1日に公布され、来年の4月1日を予定として施行されます。この内容としては、地域型保育の認可基準の条例、それと認可保育所、認可幼稚園、認定こども園が新制度に移る場合の手續に関する基準です。各施設に案内するとともに、手續が必要な施設、事業者などに手續きいただくよう準備を進めていきます。2点目として、保育・教育のニーズ量に対する確保方策について前回までの会議で整理させていただき、その内容で道に中間報告をさせていただきました。保育部分の不足分を5か年で解消していく計画としていましたが、これを29年度までに解消するように計画してくださいという指導がありました。その指導に従ひまして、地域型保育事業、あと幼稚園の動向を踏まえ、保育の不足部分について再作成をさせていただきたいと考えております。この案については次回の会議で、また皆様にお示しして意見をいただきたいと考えております。最後に次回の会議日程になりますが、今回は先ほど申し上げました提供体制の再検討内容、あと今回の計画の施策体系案、それに肉づけをした内容をお示ししたいと考えております。まだ確定ではないですが、11月の17または同じ週の20日、どちらかで開催したいと考えております。現時点でまだ確定しておりませんが、改めて確定日をご案内したいと思ひています。

○会長：事務局からの説明に対して何か確認したいとか質問ありますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

4 閉 会

○会長：それでは、本日の会議に予定している議事はすべて終わりましたので、終了したいと思ひます。ぜひ皆様、次回も出席の方、よろしくお願ひいたします。今日は熱心な議論を長時間にわたってありがとうございました。では、これで第7回子ども・子育て会議を終了いたします。